

上関町小中一貫教育推進協議会運営規約

上関町小中一貫教育推進協議会運営規約

【名称及び事務局】

第1条 本組織は上関町小中一貫教育推進協議会と称し、事務局を上関町教育委員会教育文化課（以下「町教委」と略す）におく。

【目的】

第2条 本組織は、上関町小中一貫教育の振興を図ることを目的とする。

【事業】

第3条 本組織は、次の事業を行う。

- 1 小中一貫教育推進協議会運営委員会（以下「運営委員会」と略す）を中心に小中一貫教育を推進する。
- 2 小中一貫教育の推進に資する諸事業。
- 3 その他の諸事業。

【組織】

第4条 本組織は、上関町内小・中学校教職員及び町教委の職員代表、上関町学校運営協議会委員の代表をもって組織する。

【役員】

第5条 本組織に以下の役員をおく。

- | | | |
|---|------|-------------------------|
| 1 | 会長 | 1名（教育長をもってあてる） |
| 2 | 副会長 | 2名（校長をもってあてる） |
| 3 | 顧問 | 1名（上関町学校運営協議会会長をもってあてる） |
| 4 | 事務局長 | 1名（町教委職員をもってあてる） |
| 5 | 総務 | 1名（教頭をもってあてる） |
| 6 | 会計 | 1名（事務職員をもってあてる） |
| 7 | 監事 | 2名（教諭をもってあてる） |

【役員の仕事】

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は会務を統括し、本会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。
- 3 顧問は学校運営協議会を代表する。
- 4 事務局長は運営委員会および常任委員会の仕事を担当する。
- 5 総務は小中全体会および各部会の仕事を担当する。
- 6 会計は本会の会計を担当する。
- 7 監事は本会の会計を監査する。

【役員の選出】

第7条 役員は常任委員会で選出する。

【経理】

第8条 この活動に要する経費は、助成金をもってこれにあてる。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会議】

第 10 条 本会は次のような会議・研究会を設け、いずれも出席すべき人数の過半数の出席を要す。1 小中全体会
2 運営委員会
3 常任委員会
4 各部会

第 11 条 小中全体会は毎年度当初、および学期に 1 回程度開催する。

第 12 条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、総務、各校教務主任、各校研修主任をもって構成する。必要に応じて、町教委の職員代表、顧問も加わる。

第 13 条 常任委員会は、会長、副会長、事務局長、総務をもって構成する。

【細則】

第 14 条 本組織の運営に関する必要な細則は、運営委員会において定める。

第 15 条 本組織の規約の改正は、小中全体会において定める。

附則 この規約は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則 「上関町小中一貫教育運営組織・運営規約」を「上関町小中一貫教育推進協議会・運営規約」に改める。この変更は平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附則 規約の変更を平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この規約は平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

附則 規約の変更を平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附則 規約の変更を平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附則 規約の変更を令和元年 5 月 1 3 日から施行する。